

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 1 5 日 付 け を も っ て 発 送 し た 下 記 の 者 に 係 る
書 類 （ 通 知 書 ） は 、 発 送 を 受 け る べ き 者 の 住 所 、 居 所 、 事 務 所 又
は 事 業 所 が 不 明 も し く は 、 国 外 へ の 転 出 に よ っ て 送 達 が で き な い た め 、
当 市 役 所 高 齢 者 支 援 課 で 保 管 し 、 い つ で も 送 達 を 受 け る べ き 者 に 交 付 す る 。

令 和 8 年 7 月 3 1 日

七 尾 市 長 茶 谷 義 隆

番 号	送 達 す べ き 書 類 の 名 称	送 達 を 受 け る べ き 者
		氏 名
1	令和8年度介護保険料納入通知書 106169437	佐藤 年子
2	令和8年度介護保険料納入通知書 300012649	高 忠志
3		
4		
5		
6		
7		
8		
備 考	介護保険法第143条および、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	

公 示 送 達 書

令和 8 年 7 月 2 1 日 付 け を も っ て 発 送 し た 下 記 の 者 に 係 る
書 類 （ 通 知 書 ） は 、 発 送 を 受 け る べ き 者 の 住 所 、 居 所 、 事 務 所 又
は 事 業 所 が 不 明 も し く は 、 国 外 へ の 転 出 に よ っ て 送 達 が で き な い た め 、
当 市 役 所 高 齢 者 支 援 課 で 保 管 し 、 い つ で も 送 達 を 受 け る べ き 者 に 交 付 す る 。

令和 8 年 7 月 3 1 日

七尾市長 茶 谷 義 隆

番 号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者
		氏 名
1	還付通知書 500075610	中野 勇
2	還付通知書 105581592	石崎 光吉
3		
4		
5		
6		
7		
8		
備 考	介護保険法第143条および、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。	